

焼却灰等の研究用試料提供における確認事項

1 提供申込者の要件

- (1) 原則として、特別区内に本社又は支社・営業所等を有する法人であること。
- (2) 廃棄物の再利用及び減容化等の分野における事業活動を有すること。
- (3) 研究開発等に係る設備及び組織が設置されていること。
- (4) 不適正処理防止事項※に過去3年間該当していないこと。

※不適正処理防止事項

- 1 期間内に適切な報告がなく又は報告内容に疑義がある。
- 2 試料の管理、運搬、処理及び処分について適切に実施できていない又は明確に確認できない。
- 3 関係法令に違反した又は違反するおそれがある。

2 計画の確認

- (1) 試料の使用目的が日本国内における廃棄物の資源化技術・処理技術の研究開発等に用いるものであること。
- (2) 提供した試料の使用場所、使用期間、運搬方法、保管方法、処分方法が明確にされていること。
- (3) 試料の取扱保管にあたっては試料の飛散・流出のおそれがなく、関係法令が遵守されていること。
- (4) 提供を依頼する試料の量は、使用目的及び研究開発計画から妥当な量であること。

3 注意事項

- (1) 試料を使用する研究等に関して発表をする際には、計画・成果を問わず、事前に組合の承認を得ること。また、研究開発後の営業活動に組合を利用しないこと。
- (2) 試料は事前に申し出た目的のみに使用し、第三者への譲渡や売却等を行わないこと。
- (3) 運搬は申込者若しくは取扱責任者又はそのいずれかとの関係が明確な者が行うこと。
- (4) 試料及び試料を用いて製造した生成物は、関係法令に従い責任をもって取り扱い、保管及び処分を行うこと。